阿蘇くんわの里運営規程

第１章 事業の目的及び運営の方針等

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人　やまなみ会（以下、「事業者」という。）が運営する障害者支援施設阿蘇くんわの里（以下「施設」という。）が行う障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障がい福祉サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

（施設の名称及び所在地）

第２条　施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名　　称　　障害者支援施設　阿蘇くんわの里

（２）　所 在 地　　熊本県阿蘇市黒川４３１番地

（提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象者）

第３条　事業者が本施設において提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員１及び主たる対象者は次のとおりとする。

指定障害福祉サービスの種類		利用定員	主たる対象者
施設入所支援	施設入所支援	４０名	知的障害者 精神障害者
	短期入所支援	１名以上（併設　１名）	
昼間実施サービス	生活介護事業	４０名	

２　事業者は、前項の利用定員を超えて指定障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（運営方針）

第４条　事業者は、指定障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

２．施設において行う指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。

３　施設の従事者は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明するものとする。

４　事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（心身の状況等の把握）

第５条　事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携）

第６条　事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めるものとする。

２　事業者は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（提供拒否の禁止）

第７条　　事業者は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

第２章　提供する施設障害福祉サービス

（介護）

第８条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うもとする。

２　事業者は、施設入所支援の提供にあたっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭するものとする。

３　事業者は、生活介護又は施設入所支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

４　事業者は、生活介護又は施設入所支援の提供にあたっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

５　事業者は、生活介護又は施設入所支援の提供にあたっては、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行うものとする。

６　事業者は、常時一人以上の生活支援員を介護に従事させるものとする。

７　事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従事者以外の者による介護を受けさせないものとする。

（訓練）

第９条　訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

２　事業者は、常時一人以上の従事者を訓練に従事させるものとする。

３　事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該施設の従事者以外の者による訓練を受けさせないものとする。

（生産活動）

第 10 条　事業者は、生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるものとする。

2　事業者は、生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮するものとする。

3　事業者は、生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うものとする。

4　事業者は、生活介護における生産活動の機会の提供にあたっては、防塵設備又は消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（工賃の支払）

第 11 条　事業者は、生活介護の生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

（食事）

第 12 条　事業者は、施設入所支援、生活介護の提供にあたっては、正当な理由がなく食事の提供を拒んではならない。

2　事業者は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

3　事業者は、食事の提供する場合には、利用者の身体心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

4　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与）

第 13 条　事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2　事業者は、利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対する手続等について、その利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その利用者の同意を得て代わって行うものとする。

3　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

（健康管理）

第 14 条　事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

2　事業者は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年２回以上健康診断を行うものとする。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）

第 15 条　事業者は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事

情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

（指定短期入所の開始及び終了）

第16条　事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2　事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（指定短期入所のサービスの提供）

第17条　事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。

2　事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭するものとする。

3　事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従事者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。

4　事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の依頼を受けて、利用者に対して食事の提供を行うものとする。

5　前項の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するものとする。

第３章　虐待防止及び身体拘束等の禁止のための措置

（人権の擁護及び虐待の防止等の禁止のための措置）

第18条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）　人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び委員会の設置、その他必要な体制の整備

（２）　成年後見制度の利用支援

（３）　苦情解決体制の整備

（４）　虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施

（５）　その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

（身体拘束等の禁止）

第19条　事業者は、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を講ずる。

3　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとと

もに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第４章　従事者の職種、員数及び職務内容

（従事者の職種、員数及び職務内容）

第 20 条　本施設の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者（施設長）　１名

管理者は、従事者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従事者に法令の順守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）副施設長　１名

副施設長は、管理者（施設長）の業務を補佐する。

（３）サービス管理責任者　１名以上

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア　次条に規定する指定障害福祉サービス計画の作成等に関すること。

イ　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

エ　他の従事者に対する技術指導又は助言を行うこと。

（４）　看護職員　１名以上

看護職員は、生活介護の提供において、利用者の健康状態の把握や健康相談等を実施し、必要に応じて医療機関への通院等の対応をするものとする。

（５）　生活支援員　８名以上

生活支援員は、施設入支援、生活介護、及び自立訓練（生活訓練）の提供において、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することを行う。

（６）　栄養士　１名

栄養士は、食事の献立、調理の実技並びに食品の発注検収、保管を行い、食品衛生の責任者として調理員その他の職員の指導を行う。

（７）　調理員　３名以上

調理員は、栄養士の指導のもとに食品の調理、配膳に当たり、物品、器具等の保管、整理を行う。

（８）事務員　１名以上

事務員は、一般庶務、経理、記録をその他必要な業務を行う。

（９）夜勤職員　１名以上

夜勤職員は、夜間の防犯・防火等に当たる。

（指定障害福祉サービス計画の作成等）

第21条　施設長は、サービス管理責任者に指定障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　サービス管理責任者は、指定障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容の検討をするものとする。

3　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供するうえでの留意事項等を記載した指定障害福祉サービス計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該施設が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて指定障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

5　サービス管理責任者は、指定障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する指定障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6　サービス管理責任者は、第４項に規定する指定障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7　サービス管理責任者は、指定障害福祉サービス計画を作成した際には、当該指定障害福祉サービス計画を利用者に交付するものとする。

8　サービス管理責任者は、指定障害福祉サービス計画の作成後、指定障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、指定障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、指定障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の定めるところにより行うもとする。

（１）　定期的に利用者に面接すること。

（２）　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する指定障害福祉サービス計画の変更について準用する。

第５章　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

（昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間）

第22条　本施設の施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、土、日曜日に営業することもあ

る。

（２）　営業時間は、営業日の８時３０分から１７時３０分までとする。

（３）　サービス提供時間は、次のとおりとする。

昼間実施サービスの種類	サービス提供時間
生活介護事業	９時００分から１６時３０分まで（送迎時間を除く） 但し、希望により上記時間以外に受け入れることがある。

第６章　サービスの内容及び利用者から受領する費用の額

（施設入所支援の内容）

第 23 条　本施設で行う施設入所支援の内容は、主として夜間において次の便宜を供与することとする。

（１）　入浴、排せつ及び食事等の介護

（２）　生活等に関する相談及び助言

（３）　その他の必要な日常生活上の支援

（生活介護の内容）

第 24 条　本施設で行う生活介護の内容は、主として昼間において次の便宜を供与することとする。

（１）　入浴、排せつ又は食事等の介護

（２）　創作活動及び生産活動の機会の提供

（３）　その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助

（４）　一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助

（指定短期入所の内容）

第 25 条　本施設で行う指定短期入所の内容は次のとおりとする。

（１）　食事の提供

（２）　入浴又は清拭

（３）　身体等の介護

（４）　機能訓練

（５）　生活相談

（６）　健康管理

（利用者から受領する費用の額）

第 26 条　事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

２　事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

３　事業者は、前２項の支払いを受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

（１）　施設入所支援を提供した場合

ア　食事の提供に要する費用　　１食当たり　朝食　350 円
昼食　650 円
夕食　650 円　　計　1,650 円

イ　光熱水費　　１月当たり　6,000 円

（２）　昼間実施サービスを提供した場合

ア　食事を提供に要する費用（通所による利用者に限る）　昼食　650 円
ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費 300 円の負担とする。

イ　生活介護に係る創作的活動に係る材料費　　実費負担とする。

（３）　指定短期入所を提供した場合

ア　食事の提供に要する費用　朝食 350 円、昼食 650 円、夕食 650 円とする。
ただし、食事提供体制加算対象者については、加算費 480 円を差引く負担とする。

イ　光熱水費　　１日当たり　　200 円

（４）　その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担せることが適当と認められるもの実費。

（５）　送迎サービスの提供に係る費用

利用者の希望による通院・買い物等の送迎を行った場合

燃料代　　１キロメートル当たり　30 円

ただし、複数の者で乗車した場合は乗車人数で総費用を除した費用とする。

（６）　預り金管理に係る費用　　１月当たり　1,500 円

４　事業者は、前３項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

５　事業者は、前３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第７章　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

（昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域）

第 27 条　施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、阿蘇郡市、菊池郡市一部とする。

第８章　サービス利用に当たっての留意事項

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 28 条　利用者は施設を利用するに当たり、共同生活の秩序維持に努め、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）　日常生活をとおし自立更生に努め、秩序ある共同生活を送るよう心がけなければならない。
（２）　常に身体・服装の清潔に努め、居室等の整理整頓に努めなければならない。
（３）　喧嘩、口論、その他他人に迷惑になる行為をしてならない。
（４）　外出、外泊の際は必ず届け出ること。
（５）　故意に器物及び設備を破壊し、又は許可なく器物その他を施設外に持ち出さないこと。
（６）　火気の取扱いには常に注意し、所定の場所以外での喫煙はしないこと。
（７）　当規程第３４条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第９章　緊急時等における対応方法及び非常災害・感染症対策

（緊急時等における対応方法）

第 29 条　従事者は、現に指定障害福祉サービス又は指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第 30 条　事業者は、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第31条　事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
（２）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

第32条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障がい福祉サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第１０章　その他の運営に関する重要事項

（苦情解決）

第 33 条　事業者は、その提供した指定障害福祉サービス又は指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、その提供した指定障害福祉サービス又は指定短期入所に関し、障害者総合支援法第１０条第１項の規定により市町村及び都道府県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村及び都道府県が行う調査に協力するとともに、市町村及び都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（勤務体制の確保）

第 34 条　事業者は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービス又は指定短期入所を提供できるよう、指定障害福祉サービスの種類ごとに、従事者の勤務の体制を定めておくものとする。

２　事業者は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の従事者によって指定障害福祉サービス又は指定短期入所を提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。

３　事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（秘密保持等）

第 35 条　従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

３　事業者は、他の事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

（記録の整備）

第 36 条　事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から５年間保存するものとする。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第 37 条　事業者は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成２９年厚生労働省告示第１１６号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として以下の機能を担う。

２　地域で生活する障害者の急な体調不良や介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能とする。

3　地域移行や親元から自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能とする。

4　自立支援協議会の活用や委託相談支援事業所のコーディネートにより地域の障害者の様々なニーズに対応できるサービスの提供やそれらを提供できる地域の体制整備を行う機能とする。

（ハラスメント防止）

第 38 条　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第 39 条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、やまなみ会と本施設の施設長との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成２４年　４月１日から施行する。

平成２６年　４月１日　一部改正
平成２８年　１月１日　一部改正
平成３０年　４月１日　一部改正
平成３０年１２月１日　一部改正
令和　元年１２月１日　一部改正
令和　３年　７月１日　一部改正
令和　４年　４月１日　一部改正
令和　６年　７月１日　一部改正
令和　７年　１月１日　一部改正
令和　８年　１月１日　一部改正
令和　８年　４月１日　一部改正